

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たの日は、その
翌日が休日である場合)

鳥取県告示第八百九十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三條ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十五年十月十四日

鳥取県知事 平林鴻三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
-----	-------	-----------

仲倉医院	倉吉市越殿町一五五一一	昭和五十五年十月五日
------	-------------	------------

野田外科医院	倉吉市境港市上道町一九九〇一二	昭和五十五年十月一日
--------	-----------------	------------

渡部外科医院	境港市上道町一九九〇一二	"
--------	--------------	---

細田医院	西伯郡西伯町法勝寺三九八	"
------	--------------	---

上村歯科医院	鳥取市弥生町一三四	"
--------	-----------	---

木村歯科医院	日野郡日南町下阿尾縁九一〇	"
--------	---------------	---

岡田薬局	米子市上後藤二九四一二	"
------	-------------	---

岡田産婦人科クリニック	鳥取市戎町三一〇	"
-------------	----------	---

永美歯科医院	岩美郡岩美町浦富一七一八一	"
--------	---------------	---

昭和五十五年十月一日	昭和五十五年十月六日	"
------------	------------	---

告 示

- ◆ 告 示 保険医療機関等の指定
- 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 被爆者一般疾病医療機関の所在地の変更
- 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整
- が行われることがある旨の告示
- 豚等の移入の禁止
- 土地改良区の役員の就退任
- 入会林野整備計画の適否の決定
- 森林病害虫等防除法による松くい虫の駆除命令
- 危険物取扱者試験の実施

鳥取県告示第八百九十六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年十月十四日

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十五年十月七日	北山内科クリニック	倉吉市巖城三四九

鳥取県告示第八百九十八号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四八年法律第百九号）第三条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年十月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

届 出 者 の 名 称	建 物 の 名 称	建 物 の 所 在 地
株式会社 スープーマーケットかわむら	スープーマーケット	鳥取市青葉町二丁目 二〇八

鳥取県告示第八百九十九号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるお

昭和五十五年十月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

変 更 年 月 日	名 称	区 分	所 在 地
昭和五十五年九月二十九日	家 森 葵 局		
		変更前	東伯郡赤穂町赤穂一一四九

それがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十五年十月十四日

鳥取県知事 平林鴻三

宮崎県児湯郡木城町の区域

鳥取県告示第九百号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次とのおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十五年十月十四日

鳥取県知事 平林鴻三

光徳土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 松井利三雄 西伯郡名和町大字西坪二四〇

監事 山下 達雄 " 一六五

昭和五十五年七月十九日開催の臨時総会において補欠選挙の結果当選し、同月二十七日就任 任期昭和五十六年八月二十五日まで

千代土地改良区	
理事	加藤 重蔵 鳥取市倭文四一二一四
	荻原伊三郎 八頭郡河原町袋河原二五八
	西尾 久雄 " 四五三
	中島 実 " 二一〇
	稻常八五〇
有田 利久	鳥取市赤子田四二一
宮田 定男	" 長谷一八五二二
本城 実	" 九七
中村 隆春	倭文四〇八一三
小倉 俊男	" 四二四一
高田 収	" 一八四
谷口 甚一	玉津六一
本多 豊蔵	" 横枕一六一
前田 善一	" 一六三
小谷 賴夫	猪子二〇二
原田 増蔵	向国安一七二
橋本 美義	" 竹生一四六
福田 秀吉	上味野二八一
"	二五九

玉田 定壽	二五二		
本城 英賢	三四九一一		
山下 正夫	"		
岸本 正一	"		
横山 政雄	"		
池沢 弘	八七一二		
吉田 豊実	"		
川口 柳藏	源太六〇		
藤原 清一	下味野三一三		
野村 久雄	"		
田中 抑八	四一四		
依藤 利夫	一四七		
山田 康毅	一三五一一		
美田 敏	野寺一一七		
近藤 壽雄	二三八		
森本 隆明	菖蒲四七〇		
監事	服部二四一		
三村 三村	三四五		
美田 義美	二七八		
八頭郡河原町稻常七六六			
鳥取市赤子田三八二			
菖蒲三三三			
任期満了により退任			
千代土地改良区			
就任した役員の氏名及び住所			
理事 萩原伊三郎	八頭郡河原町袋河原二五八		
岩永 正雄	"		
松岡 篤男	布袋二三八		
中島 実	"		
西尾 信雄	"		
有田 利久	鳥取市赤子田四二一〇		
宮田 定男	長谷一八五一二		
本城 睦保	"		
加藤 重蔵	一九七		
前田 信男	倭文四一二一四		
森下 久雄	四七三		
高田 忠教	二二三一五		
谷口 豊蔵	二三五		
前田 善一	玉津六一		
小谷 賴夫	横枕一六一〇		
原田 増蔵	向国安一七二		
南條 弘光	猪子二〇二		
有田 喜美雄	竹生三		
玉田 定壽	上味野二八一		
有田 薫	二五二		
山下 正夫	三五八		
岸本 正一	朝月二三六一一		
横山 安夫	八七一二		
池沢 弘	源太五九		
下味野三一三			
三三五一一			

5 昭和55年10月14日 火曜日

吉田 豊実	四一四
川口 柳蔵	一四七
吉田 辰雄	一六二
依藤 武男	野寺一四二一、
西田 盛久	服部二三八
石井 豊治	二四七
中西 幸雄	菖蒲四五六
山田 義美	二五五
小倉 俊男	倭文四二四一
半田 一美	二七八
美田 敏	八頭郡河原町稻常七六六
中村 隆春	鳥取市倭文四〇八一三
東 伯紀	上味野七二
森本 隆明	菖蒲三三三
昭和五十五年三月二十七日開催の総代会において総選挙の結果当選し、	
同年四月十八日就任 任期四年	

四十一年法律第二百二十六号第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻

一 縦覧に供する書類

安原上・下入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十月十五日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

昭和五十五年三月二十七日開催の総代会において総選挙の結果当選し、

同年四月十八日就任 任期四年

鳥取県告示第九百二号

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第一号及び第六号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次とおり告示する。

日野郡日野町安原二七〇番地一安原上入会林野整備組合組合長杉原良一及び同地安原下入会林野整備組合組合長杉原良一から申請のあつた安原上・下入会林野整備計画については、昭和五十五年九月二十五日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和

昭和五十五年十月十四日

鳥取県知事 平林鴻三

の地域を管轄する地方農林振興局の長に提出する。

一 区域及び期間

1 区域

日南町及び日野町の区域を除く県下全域

2 期間

昭和五十五年十一月四日から昭和五十六年一月三十日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

1 松くい虫の附着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、又は当該樹木を伐倒して皮を剥ぎ、並びに松くい虫並びにその附着している枝条及び樹皮を焼却する。

2 松くい虫が附着し、又は附着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいつ。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布し、又は当該伐採木等を剥ぐ皮し、並びに松くい虫が附着している場合は当該松くい虫並びにその附着している枝条及び樹皮を焼却する。

四 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行つた者で、損失補償を受ける場合は、別に定める申請書を速やかに、三に掲げる樹木又は伐採木等の所在す

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3第3項の規定により、危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和55年10月14日

鳥取県知事 平林鴻三

1 試験の種類

- (1) 甲種危険物取扱者試験
- (2) 乙種危険物取扱者試験
- (3) 丙種危険物取扱者試験

2 試験の日時及び場所

(1) 日時

甲種危険物取扱者試験 昭和55年11月28日 午前10時から

乙種危険物取扱者試験 昭和55年11月28日 午前10時から

丙種危険物取扱者試験 昭和55年11月28日 午後1時から

(2) 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

倉吉市巣城279 鳥取県中部総合事務所

昭和55年10月14日 火曜日

報公團政廳

米子市糀町1の160
米子市富士見町一丁目103の1鳥取県西部総合事務所
鳥取県西部広域行政管理組合消防
本部

3 受験資格

- (1) 甲種危険物取扱者試験については、消防法第13条の3第4項の規定に該当する者
- (2) 乙種危険物取扱者試験については、消防法第13条の3第5項の規定に該当する者

4 受験手続

- (1) 受験願書受付期間

昭和55年10月15日から同月30日まで（郵送による場合は、昭和55年10月30日までの消印のあるものは、有効とする。）

- (2) 提出書類

ア 受験願書

イ 甲種危険物取扱者試験又は乙種危険物取扱者試験を受験する者は、3の受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真1枚

受験願書提出前6箇月以内に撮影した正面からの無帽かつ無背景

の上三分身像の縦4センチメートル、横3センチメートルのもの

エ 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第55条第5項又は第6項の規定により試験科目の一部を免除される者にあっては、受験願書提出の際、同条第5項又は第6項に規定する免状の写しを添付とともにその免状を試験当日提示すること。

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料

ア 甲種危険物取扱者試験	3,000円
イ 乙種危険物取扱者試験	2,000円
ウ 丙種危険物取扱者試験	1,600円

(2) 納付方法

(1) 記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

6 受験願書提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部消防防災課